条例、施行規則改正に係る職員配置基準の運用方法（案）

1. 用語の定義

（１）常勤の職員

当該センターにおいて、規則で定める日時において常に勤務する職員をいう。

（２）非常勤の職員

当該センターにおいて、規則で定める日時より少ない時間数を勤務する職員をいう。

（３）条例

日野市地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例をいう。

（４）施行規則

日野市地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する施行規則をいう。

2. 常勤の職員の配置が困難な場合

従来通り、条例及び施行規則に定める常勤の職員の配置を原則とするが、それらが困難な場合においては、以下を適用することができることとする。

（１）常勤換算方法（条例第３条第３項、施行規則第５条第３項第１号）

一のセンターが担当する区域における第１号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数について、常勤換算方法（非常勤の職員を常勤の職員が勤務すべき時間数に換算して配置する）によることができる。

（２）複数圏域の合算（施行規則第５条第３項第２号）

複数のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ３職種の配置基準を満たすものとする。この場合においては、当該一のセンターは、３職種のうちいずれか２以上の常勤の職員を配置しなければならない。

3. 常勤換算方法について

（１）考え方

・常勤の職員１名の員数を 1.0 とする。

・条例第５条第１項に定める職員（３職種）の欠員により非常勤の職員を配置する場合は、当該欠員職員の職種と同様の職種としなければならない。

（例）常勤の主任介護支援専門員が１名欠員

→　正）非常勤の主任介護支援専門員（員数 0.5）２名を配置

誤）非常勤の主任介護支援専門員（員数 0.5）１名と、非常勤の
社会福祉士（員数 0.5）１名を配置

（２）市への報告など

・非常勤の職員を配置する場合は、１週間あたりの勤務時間数を追記した「地域包括支援センター職員登録届」を事前に市に提出しなければならない。

・非常勤の職員の配置は必要最小限とし、常勤の職員の採用活動を積極的に行わなければならない。